

横浜弁護士会所属会員の殺害事件に関する会長声明

2010（平成22）年6月2日午後2時40分ころ、横浜弁護士会に所属する前野義広弁護士が、同人の勤務する法律事務所内で、訪れた男から、その胸部等を刃物で刺されて死亡するという凶悪事件が発生した。

この事件は、犯人の素性或事件の原因・背景等は、いまだ明確に特定されるには至っていないようであるが、報道によれば、凶器を用いた暴力により弁護士の業務を妨害しようとした可能性が極めて高いとのことである。

しかし、いかなる事情や理由があろうとも、自らの主義・主張を暴力で実現しようとする手法は、司法の場での解決の否定であり、司法制度及び法秩序に対する重大な挑戦であって、断じて許されるものではない。

当会は、前野義広弁護士の御冥福を祈るとともに、民主的な法の支配を貫徹するうえからも、このような凶行に及んだ者を強く非難し、捜査機関に対して一刻も早い犯人検挙と真相の徹底究明を強く求める。

また当会は、今後とも、弁護士に対する業務妨害に一致団結して毅然と対処し、かかる暴力にひるむことなく、弁護士の使命である基本的人権の擁護と社会正義の実現のため、職務を遂行する決意である。

平成22年6月7日

茨城県弁護士会

会長 秋山安夫